

資料 4 - 1

令和 3 年度個人情報収集事務及び外部委託の状況について（報告）

個人情報収集事務等登録票・個人情報取扱事務委託登録票届出状況

令和 3 年 4 月 1 日現在（単位：件）

実施機関 \ 登録事務	個人情報収集事務	個人情報ファイル	個人情報取扱 事務委託
市長	956 (1,022)	2,818 (2,997)	238 (237)
上下水道事業管理者	64 (65)	178 (177)	6 (13)
消防局	65 (64)	216 (213)	3 (3)
教育委員会	95 (92)	227 (223)	23 (21)
選挙管理委員会	9 (9)	16 (17)	1 (4)
監査委員	3 (3)	5 (5)	0 (0)
公平委員会	1 (1)	2 (2)	0 (0)
農業委員会	10 (10)	41 (41)	0 (0)
固定資産評価審査委員会	1 (1)	1 (1)	0 (0)
議会	10 (10)	10 (10)	1 (2)
合計	1,214 (1,277)	3,514 (3,686)	272 (280)

() 内は、令和 2 年 4 月 1 日現在の件数

【参考】 横須賀市個人情報保護条例（抜粋）

（個人情報取扱事務の届出）

第 7 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ事務の名称、目的その他規則で定める事項次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 事務の名称
- (2) 事務の目的
- (3) 要配慮個人情報の取扱いの有無
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届出をした事務を廃止又は変更するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3～4 略

（事務の委託の届出）

第14条の2 実施機関は、第13条に規定する委託を行う場合（第7条第4項各号に掲げる事務の全部又は一部の委託を行う場合を除く。）は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を適宜取りまとめ、第25条に規定する審議会に報告するものとする。

資料 4 - 1

3 実施機関は、第 1 項の規定により届け出た内容を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(届出事項の閲覧)

第14条の3 市長は、第 7 条第 1 項から第 3 項まで、第 9 条第 3 項及び前条の規定による届出に係る事項を一般の閲覧に供するものとする。